

介護保険制度の見直しと
第3期老人保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
～地域における介護支援・介護予防の実現を目指して～

1 介護保険制度の見直しについて

(資料① 介護保険制度の見直しの概要)

○内閣は、平成17年2月に介護保険法等の一部を改正する法律案を第162回通常国会に提出し、平成17年4月27日には衆議院の厚生労働委員会において一部修正を行い、附帯決議を付した上で議決しました。

※修正された内容は、法案提出時に市町村が行う地域支援事業の中で、任意事業としていた高齢者虐待防止などの権利擁護事業を必須事業とすること、予防給付及び地域支援事業に関する3年後の見直し規定を附則に設けることの2点

○今回の改正の基本的な視点は、1. 今後ますます進展する超高齢化社会を明るく活力あるものにするための予防重視型システムへの転換、2. 介護保険給付が増加の一途をたどる中で、制度の持続可能性を目的とした給付の効率化・重点化、3. 介護保険のみではなく、年金や医療等も含めた社会保障の総合化を念頭に置いた効率的かつ効果的な社会保障制度体系の確立といった3つの視点から検討され、改正により達成すべき政策目標として 1. 「量」から「質」への転換を図るサービスの改革、2. 在宅における介護に対する支援の強化と利用者負担の見直しによる在宅ケアの推進、3. 市町村の保険者機能の強化による地方分権の推進が掲げられています。(p2～p5)

○制度見直しの具体的な内容は、6つの柱からなっています。(p7)

この柱の一つとなっている「予防重視型システムへの転換」では、介護保険給付として現行の要支援および要介護1に該当する方の内、状態の維持・改善が見込める方について既存の内容や提供方法を見直したサービスと、厚生労働省のモデル事業等で科学的根拠の得られた筋力向上や栄養改善等のサービスを併せた**新予防給付を創設**するとともに、要介護認定で非該当になった方についても、そのままでは要介護状態に陥る恐れがある方に対して、予防効果の見込める対象者の早期発見や介護予防マネジメント、効果的な介護予防サービスの提供を行う**地域支援事業の創設**が上げられます。(p10～p17)

○また、もうひとつ改正の柱として掲げられている「新たなサービス体系の確立」においては、高齢者の尊厳の保持を目的とし、生活そのものをケアとして組み立てるため、住み慣れた身近な地域で日常の生活を継続しながら、心身の変化に合わせ、その人に本当に必要なサービスを受けることを可能とするため、**地域包括支援センターを設置**し、予防段階からターミナルケアまでを視野に入れた、他職種協働による包括的・継続的マネジメントを実現する

とともに、サービス基盤の整備にあたっては、「生活圏域」（後述）を設定し、この中で基盤整備の計画を定めることが必要とされています。（p31～p45）

- 今回の介護保険制度見直しの柱に共通することは、「市町村が自らの地域の高齢者の実態に合わせ、その人に本当に必要なきめ細やかなサービス提供を可能にすること」であると考えます。その実現のためには、市が行政の責任において実施する介護保険事業と、平成16年8月に策定された柏市地域健康福祉計画に位置づけられた地域ケアシステムを基本とした、健康福祉部門における老人保健事業の実績、地域ネットワーク機能、社会福祉協議会等の身近な地域相互支援活動実績、さらに在宅介護支援センターの専門的機能、介護保険施設や居宅介護支援事業者等の協働と支援体制等を融合させ、「高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく生きていく」ことができる総合的な高齢者施策を具現化していくことが重要であると考えています。

このため、市では高齢者施策部門の一本化を図り、平成17年度の組織改正において従来の高齢者支援課と介護保険課を統合したところです。

- 市では、介護保険法及び老人保健法に基づく各事業、介護予防・地域支え合い事業等の要綱等に基づく各種事業を、市の老人保健福祉計画である「第2期柏市高齢者いきいきプラン21」として一体的に実施しているところですが、今年度策定する第3期の計画において、その総合的な取り組みを介護保険制度全体に包含し、計画・実施・評価に渡る一貫性・連続性のある介護予防システムを構築することが必要になります。

2 第3期介護保険事業計画の策定について

（資料② 第3期介護保険事業計画の概要）

- 市町村の介護保険事業計画の策定における基本的な方向性は、要介護状態になる前の段階（要介護予備群）から現行の要支援・要介護1程度までの方に対し、継続的かつ効果的な介護予防サービスを提供し、生活機能の低下を図る**介護予防の推進**と、高齢者が住みなれた地域での生活を継続することを重視するとともに、重度者の方が施設で生活する上での居住環境を改善するため、個室化のような事業の重点化を推進することなどからなる**地域ケアの推進と施設サービスの見直し**の2点となっています。（p1～p10）
- この方向性を推進するため、市町村は2015年（平成27年）に向け、3期先の計画を見据えた目標値の設定を行い、この目標達成に向けた平成20年度までの第3期介護保険事業計画の策定をすることになります。

この目標値の設定は、介護予防の推進の目標値については地域支援事業を実施することにより、20%の方が予防効果により要支援・要介護状態にな

らないこと、新予防給付の実施により10%の方が要介護2以上への移行を防止することを目標としています。(いずれも事業が軌道に乗った平成20年度以降)

また、地域ケアの推進と施設サービスの見直しの目標値については、要介護2から5の方々が施設・居住系サービス利用者総数に占める割合を平成26年度には37%に、施設入所者全体に対する要介護4、5の占める割合を70%以上に設定することとしています。(p11~p13, 柏市の分析結果はp30)

- この目標値を達成するため、第3期介護保険事業計画においては、地域特性を踏まえた日常生活圏域を設定し、実情に基づいた介護給付・予防給付に係るサービスの見込量の設定、新しく創設される地域密着型サービスの定員総数、地域支援事業に要する費用の額、量の見込みを記載することになります。
- 特に地域支援事業については、多種多様な事業主体との協働が必要不可欠なことから、単なる行政の計画書にとどまらず、地域におけるケアシステムの構築に資するものとなるよう検討を進めていきます。

3 日常生活圏域の設定について

(資料② 第3期介護保険事業計画の概要)

- 第3期の介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととされています。
- また圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付サービスを提供するための施設整備の状況等を勘案し、市町村ごとに決定することになります。(p7)
- 今回の分析に当たり、上記の指標の他、高齢者人口、面積、介護認定の状況等を分析の指標として資料を作成しました。

また、分析の単位としては、従来から旧柏市における地域福祉活動の単位となっている地区民生児童委員協議会の区域と総合計画で定められているコミュニティエリアの両面を検討しましたが、旧沼南町区域には地区民生児童委員協議会の区域が全域であったことや、旧柏市域の豊四季台・豊四季台西や光ヶ丘・南光ヶ丘区域がそれぞれ1つのコミュニティエリアに内包されている部分が多いことから、コミュニティエリアを分析単位としました。

(資料③ 日常生活圏域検討にあたっての基礎データ)

- この資料から分析されることは、1. 全国平均の高齢化率(平成16年10月1日現在 19.48%)と比較した場合、ほとんどの地域が下回っていること 2. 旧沼南町域については軽度の介護認定者の割合が低いこと、3. 高齢化率が高い地域が必ずしも介護認定を受けた方の割合が高いとは限らず、特に重度の要介護者の割合が高い地域で入居型の施設がない旭町や松葉町地域が比較的高齢者率が低いことなどが読み取れます。

- 今後さらに合併後の新市における人口推計や、介護サービスの利用状況等のデータに加え、高齢者実態調査や地域福祉活動の状況などさまざまな角度からの指標を取り入れ、随時委員の皆様にお示しさせていただきます。
- 生活圏域の設定は、多くの高齢者の方々が住み慣れた地域で生き生きと生活を継続するためのサービス基盤整備の基準となるものです。
高齢者部会・介護保険運営協議会の皆様を始めとして、多くの市民の方々に様々なご意見をいただきたいと考えております。